

令和4年第20回教育委員会議事録

令和4年12月14日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年12月14日（水）午後2時00分～午後2時28分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

生涯学習担当部長 関 谷 隆 庶務課長 村野 貴弘
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 学校支援課長 宮崎 敬司

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター所長 佐藤 正明

中央図書館長 原田 洋一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第74号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第75号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第76号 杉並区教育ビジョン推進計画の修正に関する基本方針について

(報告事項)

- (1) 令和5年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第73号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3
議案第74号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3
議案第75号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第76号	杉並区教育ビジョン推進計画の修正に関する基本方針について	7

報告事項

- (1) 令和5年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 会議に先立ちまして、教育委員会幹部職員の異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

今月12月12日付けで生涯学習担当部長に就任いたしました関谷隆でございます。

生涯学習担当部長 関谷と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

庶務課長 それでは、本日の会議の説明に入らせていただきます。

本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員とのご指名がございましたので、よろしくお願ひします。

本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項3件を予定しています。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、勤勉手当に関する規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第73号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第74号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

私の方からご説明させていただきます。

区議会に提出した給与条例の議案におきましては、人事委員会勧告のとおり、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げるものであります。

この給与条例の一部改正と同様に、勤勉手当の支給割合を改める必要があることから、規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第73号の幼稚園教育職員の規則改正につきましてご説明いたします。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては「0.1月」引き上げ、再任用職員につきましては「0.05月」引き上げるものでございます。

議案を1枚お戻りください。

附則でございます。この規則は公布の日から施行するほか、改正後の規定は令和4年12月1日から適用することを定めるものでございます。

また、附則第3項におきましては、必要な経過措置を定めてございます。

議案第74号の区費教員の規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても、幼稚園教育職員及び学校教育職員の給与条例に基づき、特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいま説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 74号の方の区費教員の方なんですけど、東京都の職員との整合性というか、同じ条件なんですか。

庶務課長 同じでございます。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

議案第73号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、議案第73号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第74号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、議案第74号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第75号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」。

引き続き、私の方から説明させていただきます。

区費教員につきましては、都費負担の教育職員と同一職場における同

一の職務内容であることなどから、給料月額や特別給などの給与は同等程度としているところでございます。

今般、東京都の「学校職員の給与に関する条例」の一部改正により、初任給及び若年層の給料月額が引き上げられたところでございます。

「給料の調整額」は給料月額を基に算定されていることから、都費負担の教育職員の「給料の調整額」の一部についても同様に引き上げられたところでございます。

このことに伴い、区費教員の「給料の調整額」についても同様に改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。

別表第1は「特別支援学校に勤務する職員」の「給料の調整額」を、別表第2は「特別支援学級の授業を担当する職員」の「給料の調整額」を示してございまして、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

最後に附則でございます。議案を最初のページから2枚おめくりください。

この規則は公布の日から施行することとし、改正後の「給料の調整額」の引上げは、令和4年4月1日から適用するものでございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので教育長、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第75号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それではございませんので、議案第75号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第4、議案第76号「杉並区教育ビジョン推進計画の修正に関する基本方針について」、引き続き私からご説明させていただきます。

まず1の趣旨についてでございますが、杉並区教育ビジョン2022推進計画において、3年ごとの計画改定に加え、計画の策定後の社会経済環境や事情の変化等を反映させるため、必要に応じて毎年度修正を行うこととしております。

これを受けまして、「杉並区総合計画・実行計画」等との整合を図り、今年度から毎年度修正を実施するにあたり、修正に関する基本方針を定めるものでございます。

2の毎年度修正の基本的な考え方でございますが、社会経済環境や計画を取り巻く状況の変化に伴い、当初定めた計画と実際の実行内容や事業量等についてかい離が生じている、または見込まれる場合のかい離の解消のほか、基本方針に掲げる取組の更なる充実を図る場合や、新たな事業に取り組む場合等の理由による修正も可能としております。ただし、計画内容の安易な下方修正は原則として行わないものといたします。

そのほか、区民意見等の聴取、いわゆるパブコメにつきましては、「杉並区総合計画等の修正に関する基本方針」との整合を図り、原則として行わないことといたします。

4の令和5年度以降の対応につきましては、総合計画・実行計画等が令和5年度に前倒しして実施することと決定したことから、推進計画についても、同様に令和5年度に前倒しして実施いたします。従いまして、計画期間としては、令和6年度を始期とする令和6年度から8年度までの3か年となります。

最後に5の今後のスケジュールでございますが、教育委員会決定後、教育委員会事務局内に調査を行い、毎年度修正案を作成いたします。

修正案のイメージは、この度の総合計画・実行計画等の毎年度修正のように修正する項目、内容だけを取りまとめる形での修正案としたいと考えてございます。

推進計画案については、来年の3月予算成立後に教育委員会に付議、決定をいただいた後、区議会に報告、公表して参りたいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 教育ビジョンに関連しての質問を2つお願いします。

現在各学校で、教育ビジョンについての子ども達の意見交換会が行われてきています。みんなの幸せについて、子ども達自身が考えなさいといった授業なんですけど、私も6年生の授業を3校程見学する機会がありました。

それぞれとても子ども達なりにいろいろ考えて、いろいろな考えを交換していたというのが印象に残っていますが、こういった子ども達による教育ビジョンについての意見交換会の試みはとてもいいなと思いながら見てきましたが、これについてのこれまでの検証、そして今後の見通しというか、またどのように活用していくのか等わかる範囲で、教えていただければと思います。

庶務課長 教育委員の皆様にも教育ビジョンの意見交換会にご参加いただき、本当にありがとうございます。

推進計画は、今年度、5回を目標としているところなんですけれど、現在、既に小中合わせて19回を行いまして、明日12月15日が最後の20回目を行う予定となっています。

また、この意見交換会だけではなく、推進計画では子ども向けの教育ビジョンの冊子の作成も計画されておりますので、今回教育ビジョンの意見交換会は中学生、そして小学生はどちらかというと高学年を中心に行っておりますので、低学年の子どもにも分かりやすい冊子を作るということで、教育ビジョンを広く共有できるよう、取り組んでいきたいなと考えています。

久保田委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見・ご質問等はよろしいでしょうか。

それではないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第76号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、議案第76号につきましては、原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは続きまして、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「令和5年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは私から「令和5年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、ご説明させていただきます。

杉並区区政経営改革推進計画第1次、これにおける学校給食調理業務の民間委託についてのご報告となります。

まず1の令和5年度の新規委託校数でございます。

学校給食調理業務につきましては、第1次計画に基づきまして、調理職員の退職状況等を踏まえて、民間への委託を進めておりまして、令和5年度は1校の委託が計画されております。しかし、令和5年度当初における職員数の状況を勘案し、新規委託校を2校とさせていただきました。第1次計画につきましては、令和4年度中に一部修正を行いますので、その際に委託校数の変更を反映させていただく予定でございます。

次に2の新規委託校でございます。

令和5年4月1日からの新規委託は小学校1校、井荻小学校、中学校1校、松ノ木中学校でございます。

これによりまして令和5年度は小学校36校、中学校22校の計58校が委託ということになります。

続きまして、3の選定理由でございますが、杉並区学校給食調理業務運営改善検討会報告を踏まえまして、調理職員の状況や施設設備の整備状況、栄養士の配置状況などを総合的に考慮し、新規委託校を決定したものでございます。

最後に業務のスケジュールですけれども、令和5年1月に学校向けの説明を行いまして、2月に事業者決定、3月に保護者説明会を実施する予定としてございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 直営で働いてくださっている方が退職などされて、人数のやりくりもだんだん厳しくなってくる中で、新規委託校が増えていくというのは自然な流れなのかなというふうに思うんですけれども、今後のス

ケジュールというところで、来年2月が事業者決定とありますが、この流れについて少し詳細を教えてくださいというふうに思います。こちらは入札をされるのでしょうか。

学務課長 ご指摘のとおり入札を行いまして、事業者の方を決定させていただきます。事業者については単年度契約を原則とさせていただいておりますけれども、履行評価をいたしまして、きちんと履行されているということが確認されましたら、最大4回まで随意契約ができるものというふうにしてございます。

折井委員 ありがとうございます。

久保田委員 これまで長い年月をかけて退職者不補充という形で、調理業務の民間委託が進んできているということがよくわかりました。この間もやはり杉並区の学校給食はおいしいという評判は変わらず、あちこちから聞いておりますし、本当にありがとうございます。

そんな中でちょっと質問いたします。

1つ目は、今後の見通しというか、どれぐらいで全校民間委託みたいになるのか、というのが1つ。

2つ目は、現状においてどれぐらいの業者さんが各学校に入られているのかということ。関連して、いろいろ料理の話はたくさん聞いておるのですが、学校給食の現状や最近の様子、また、もしも課題・問題点等がありましたら、併せて教えていただければと思います。

学務課長 ご質問ありがとうございます。

おいしい給食ということでお褒めのお言葉もいただきまして、大変ありがとうございます。

まず1点目のどれぐらいの見通しかということでございますけれども、職員の数が減ってきているということもある一方で、今働いている職員の年齢層もまだ幅がある状況でございます。1番若い方ですと40代、50代という方もまだ働いていらっしゃいます。具体的に何年でということとは難しいのですが、今働いている方がずっと続けて勤務されたとすれば、完全民間委託は令和22年とか令和23年とか、そういったくらいになるかと考えているところです。

2点目のどれぐらいの業者が入っているかということなんですけれども、こちらについては今委託業者の数というのは22業者入っております。複数の学校を受け持っているような業者さんもあるというような状

況でございます。

最後に最近の様子ですとか、課題ということでございますけれども、給食自体はやはりいろいろと工夫をしているところから評価をしていただいて、おいしい給食が食べられていてというような声を、先日給食の展示会を行いましたけれども、そちらのアンケートの声でもそういった声を保護者の方からいただきまして、大変ありがたく思っているところです。

また課題といたしましては、給食だけということではないのですけれども、黙食に関しては、文科省からも通知が出ていますけれども、そういったところの対応が食育に関連してくるかと思えます。それから、残菜について、特にすごく増えてきているということはなく、むしろ黙食で静かにしっかり食べるということで残菜が減っている学校もあるんですけれども、そういったSDGsなんかを考えた教育を行っていくとか、そういったところは今後の課題かなというふうに考えているところでございます。

久保田委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告をいたします。

今回任命されますのは、小学校中学校合わせて7校、計38名となっております。

このうち新しく委員になられた方は、校長推薦が2名、公募の方が3名の計5名となっております。

そのほかの委員の区分、委員経験等は記載のとおりでございます。

任期は令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 すみません、細かいことを聞くようで恐縮なんですけれど、公募1期目の方っていうのは、作文とかを出すってことだったと思うんですけれども、これは各校の校長先生がその作文をお読みになって、この方をお願いしたいなというふうを選んでいらっしゃるのでしょうか。

学校支援課長 公募の作文の採点といいますか、評価につきましては、校長先生ではなくて、教育委員会の事務局の方で評価をさせていただいております。

對馬委員 事務局の方でこの方を、と選んで学校に通知するというか、その方と学校をお願いするという形ですね。

学校支援課長 はい、おっしゃるとおりです。

伊井委員 新規というご説明もありましたけれど、公募としては新規という意味ですかね。前に校長推薦でなさっていた方も入っていると思うんですが、そのあたりもちょっと教えていただけたら。

校長推薦で満期までやって、次に公募という形で、繰り返しやっていただくような方がいらっしゃるのでしょうか。

学校支援課長 はい、お手元の資料の中で今回「委員経験」が1期目の方で、まず最初ですね、杉並第三小学校の有馬様、この方につきましては、公募の前は現役の保護者、PTA会長としてこの令和4年5月まで委員をされておりました。

続きまして、その下の杉並第六小学校の古賀様、この方に関しましては校長推薦1期目ですけれども、CS委員として初めての方となります。

そしてそのページの1番下の沓掛小学校の石田様ですけれども、この方もこの前に校長推薦として、4期8年やられていたご経験がございます。

裏面1番上、済美小学校の日吉様は、校長推薦1期目となっております、この方も初めての方です。

中段、少し下のところ高井戸中学校の行定様ですね、この方も公募1期目となっておりますが、CSの委員としてのご経験は初めてということでございます。

以上です。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承

認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和4年11月分の「教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告いたします。

11月分の合計は全体で14件でございます。定例、新規の内訳は、定例が11件、新規が3件でございます。共催、後援の内訳は、共催が1件、後援が13件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 新規のもので、3ページの「キッズマネースクールくまさん校」というのは、対象も含めまして内容について少し教えていただけたらと思います。

庶務課長 杉並だけではなくて、いろんな所でもやられているものなんですけれども、対象は4歳から10歳のお子さんと保護者の方で、「働くてなあに？」というようなことで、大人でも教えるのが案外難しくて、学校でも教えてくれない大切なお金のことを、お店屋さんごっこをしながら楽しく学ぶという内容です。人数は30名ということです。

伊井委員 なかなか世の中にあわせて進んでいるんだなというふうに思いました。後日でもいいので、何か資料などあればいただけたらうれしいです。よろしく申し上げます。

庶務課長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

教育長 それでは以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらお願いいたします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定でございますが、12月28日は休会とさせていただきます、次回の定例会は年明けの1月11日、水曜日、午後2時からを予定しております。

どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

教育長 それでは本日の教育委員会を閉会いたします。

庶務課長 ありがとうございます。